

ケーブルプラス電話利用規約

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求などに関する規約

第1条 規約の適用

本規約は、株式会社TAM(以下「当社」という)と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」を承諾し、KDDI株式会社(以下「KDDI」という)より当社を介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」という)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求などについて適用されます。

- 当社およびKDDIがホームページ、その他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

当社は、当社を通じ、ケーブルプラス電話の申込みがあったときは、KDDIが受け付けた順序に従って承諾します。

- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。
 - ケーブルプラス電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、または保守することが技術上困難なとき。
 - 申込みをしたものが、ケーブルプラス電話に係る料金(以下「電話サービス料金」という)または工事に関する費用などの支払いを怠る恐れがあるとき。
 - 申込書の記載事項に、虚偽、不備(名義、捺印、記入漏れ等)がある場合。
 - 加入申込者が未成年、成年後見人で、それぞれ法定代理人、成年後見人の同意が得られないとき。
 - 料金などのお支払い方法について当社が定める方法に従っていただけないとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 当社は本人および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第4条 加入申込の撤回等

加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。

- 前項の規定による加入申込みの撤回は、前項の文書を当社が受領したときに、その効力を生じます。
- 加入契約後、引込工事、宅内工事などを着工済み、または完了済みの場合には、ケーブルプラス電話の契約を行った者(以下「契約者」という)はその工事に要した費用の全てを負担するものとします。
- 契約の撤回に伴い当社は、契約者の引込工事に係る施工部分、および終端装置などを撤去し、契約者は工事費を支払うとともに撤去に伴う契約者が所有する敷地、家屋、構築物などの回復を自己の負担に行うものとし、当社はその復旧について一切の責任を負いません。

第5条 設備の設置

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することに同意したものとします。その工事および保守等は、当社所定の機器、工法などにより当社または当社が指定する業者が行うものとします。終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。契約(あるいは申込み)が撤回され、または契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第6条 契約者の履行義務

電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内などにおいて、当社が電話接続回線、屋内配線および終端装置などを設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

- 機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行うために、必要があるときは契約者の承諾を得て契約者が所有、または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水などを無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や、管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、または線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意または過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第5条で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当社に申告していただきます。

- 前項の申告に基づき、当社は当社、およびKDDIの設備の修理、または対応(以下「サポート」という)のための手配を行います。但し、利用環境・様態および申告の時間帯などにより対応できない、または相応の時間を要する場合があります。
- 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題のある場合、ならびに当社、またはKDDIの責に帰すことのできない事由により、契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 KDDIに係る債権の譲渡等

当社は、契約者に、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDIの債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第9条 料金

ケーブルプラス電話設備の設置に伴う料金等は契約者負担とし、その額は別に定

めることとします。また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金は「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところによります。

第10条 請求と支払いなど

契約者は、電話サービス料金および工事費などを金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日までに毎月支払いを行うものとします。

- 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込または当社が定めるその他の方法で支払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。
- 契約者は当社が電話サービス料金および工事費などの収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

第11条 契約の解除

当社は、次の場合には、KDDIを通じ、その利用契約を解除することがあります。

- 電話サービス料金または工事費など、その他の債務について支払期日を経過しても、なお支払わない、または支払わない恐れのあるとき。
- 契約の申し込みにあたって、事実と反する記載を行ったことなどが判明したとき。
- 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- 電気通信回線の地中化など、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により、当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でケーブルプラス電話継続ができないとき。
- 本規約またはKDDIが定めるケーブルプラス電話約款に違反した、または違反するおそれがある場合。
- その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第12条 契約者に係る情報の利用

当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報の保護に関する法律に基づき、本規約およびKDDIが定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。

- 当社は個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます)
 - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - 個々の契約書に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、または電話すること。
 - 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、郵便、電子メールなどを送付し、または電話すること。
 - その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
 - 上記1~5にもかかわらず、次の場合にあってはその限りではありません。
 - 法令に基づく場合。
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関もしくは地方公共団体または、その委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- 当社は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第13条 債権の保全

当社が第8条(KDDIに係る債権の譲渡等)及び第9条(料金)により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第14条 債権回収代行会社などへの回収業務の委託

契約者が電話サービス料金、工事費その他の債務について支払いを怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する必要があることを契約者は予め承諾するものとします。

第15条 紛争の処理

ケーブルプラス電話について、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第16条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

【別表】第9条に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	CATV既加入者	追加工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	CATV未加入者	新規工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

※集合住宅等へ電話サービスを可能とするための導入工事費、改修工事費は別途見積となります。